

令和5年2月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和5年2月総会

萩市農業委員会総会議事録

2月16日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第 9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第12号 事業計画変更承認について
議案第13号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について
議案第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第15号 現況確認書の交付について

○出席委員(17名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田村 廣 | 2番 中野 恵子 |
| 3番 長富 繁美 | 欠席 原田 知美 |
| 5番 品川 民雄 | 6番 草野 隆司 |
| 7番 岡崎 弘明 | 8番 金子 哲也 |
| 9番 横山 喜一郎 | 10番 鈴川 肇 |
| 11番 矢次 利典 | 12番 守永 正範 |
| 13番 烏田 茂夫 | 欠席 藤田 芳昭 |
| 15番 大石 博則 | 16番 原川 久美子 |
| 17番 松田 由美子 | 18番 尾木 武夫 |
| 19番 片岡 兼雄 | |

○議事録署名委員

- 3番 長富 繁美 16番 原川 久美子

○議 事

事務局長 ただいまから、令和5年2月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、3番 長富委員、16番 原川委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項から第3項は譲受人が同一のため、同時審議といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第9号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

では、まとめてご説明いたします。2月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

まず、第1項、申請地は、●●●から北へ約2.6km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積337㎡外2筆で、合計で1,724㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は3,093㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

次に第2項、申請地は●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積790㎡です。譲受人は同じく●●●の●●●さんで、譲渡人は●●●の●●●さんです。

最後に第3項、申請地は●●●、地目は登記・現況ともに畑、面

積407㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、ここに●●●がございまして、●●●の方に向かいます、このあたりが●●●で●●●があります。それより少し上の●●●になりますが、申請地がこちらになります。申請地のそばに●●●がありまして、その隣のこのあたりが申請地になっております。緑色で示してありますのが第1項の●●●さんの農地で、桃色が第2項の●●●さんの農地で、水色が第3項の●●●さんの農地でございまして、申請地の周辺で●●●さんが牧場を経営されております。

申請の理由ですが、譲受人の●●●さんは、黒毛和牛の繁殖と飼育の規模拡大のため、近隣の休耕地を取得したいと考えられ、譲渡人の皆様は、遠方にお住まいで農地の管理が難しく、後継者もおられないことから、●●●さんからの申出を了承され、本申請に至ったものでございまして。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は5年です。年間農作業従事日数は、ご本人が365日となっております。

営農計画ですが、申請地を牛の放牧用地として利用されるということです。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台、草刈機3台、軽トラック1台、タイヤショベル1台を保有されております。

現地の写真ですが、現在荒れている状況でございまして。第1項の●●●さんの農地ですが、柑橘が植えてありますが、それもかなり放置をされている状況です。こういったかたちでユズ畑になっております。ほかの方の申請地ですが、ここに見えるのが●●●になりますが、草が繁茂している状況でございまして、解消されて農地として利用されるということでございます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第13番 この件につきましては、先ほどの事務局の説明のとおりでございます。●●●さんは、現在一人で繁殖牛21頭を飼育されております。

申請地の所有者は全員●●●地域外に住んでおられるため、休耕地となっておりませんが、この牧場周辺に隣接する農地を譲り受けることにより、イノシシが荒らしている牧場の被害を未然に防ぐとともに、牧場の管理がしやすくなり、経営拡大につながると思われますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(●●●委員が挙手)

議 長 はい。●●●委員。

第 6 番 先ほど位置図をもう一度見せてください。議案の数字と位置図と違うのではないですか。

議案では5筆ありますが、位置図では●●●が見当たらないですね。●●●の一番大きな農地が赤じゃないですか。

事 務 局 大変失礼いたしました。

この筆が●●●で、こちらの筆が●●●でございました。地番のとり方が間違っておりました。申し訳ございませんでした。

議 長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項から第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項から第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、説明いたします。議案は3ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

2月3日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約3km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,380㎡外3筆で、合計で4,784㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は32,533㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、●●●の●●●がこちらにあります、そこから●●●に向かって行きます、●●●がこちらになりますが、そこより少し手前を右に曲がったあたりが申請地でございます。こちらに●●●さんがありまして、そこから少し曲がったところのこちらの4筆が申請地になっております。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは遠隔地にお住まいのため、農地の管理が難しく、近隣にお住まいの●●●さんに譲りたいと考えられ、譲受人の●●●さんは、申出を了承されたため双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は40年です。年間農作業従事日数は、ご本人が250日、奥様が220日、息子さんが280日、息子さんの奥様が280日となっております。

営農計画ですが、申請地では主に水稻の栽培をされるご予定です。現在申請地のうち、こちらの3筆は●●●が●●●を通して借り受けて耕作していますが、こちらについては引き続き●●●が耕作するとのことです。●●●さんが●●●の構成員であるため、問題ありません。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台を所有されています。また、●●●が共同で利用している機械も使用されるとのことです。

現地の写真ですが、●●●がこういった状況で、道を挟んで、●●●が管理している田んぼが、こちらの2筆でございます。少し外れたところにある筆がこちらの写真でございますが、草刈りはされていますが、現在は何も植えられていない状況です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第11番 この件につきまして、2月3日に、●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員、そして事務局2名と現地確認を行いました。詳細につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりです。大きい3枚の田については、●●●によって現在も耕作されていますが、譲受人の●●●さんは、●●●の構成員ですので、これからも●●●で水稻を耕作されますので、何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 では、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

議 長 ●●●さんは息子さんがおられるのですか。

事務局 はい。●●●さんの社長さんです。

議 長 息子さんが●●●の経営者で、お父さんの方は●●●に入っておられるということですね。

事務局 はい。そうです。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第5の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

2月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約500m、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,018㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は5,590.58㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、●●●のそばになります。県道●●●号が通っていて、こちらに行くと●●●がございまして、もう少し行くと●●●がございしますが、その道沿いのここが申請地でございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんはご高齢のため農地の管理が難しくなり、隣接地を●●●の構成員として耕作されている●●●さんに譲りたいと考えられ、譲受人の●●●さんがこれを了承したため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は40年です。年間農作業従事日数は、ご本人が150日、奥様が50日となっております。

営農計画ですが、申請地は引き続き●●●に貸し出し、●●●の指導の下、●●●さんが耕作されます。水稻の栽培と一部野菜の栽培をされるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台、草刈機2台、管理機1台、軽トラック1台を所有されています。

現地の状況ですが、こういったかたちで、現在は●●●さんが耕作されている状況です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第12番 2月2日に、事務局2名、●●●委員、●●●推進委員と譲受人の●●●さんと譲渡人の●●●さんと立ち会いました。内容については、今事務局の説明のとおりでございますが、●●●さんは年齢が●●●歳で、農地の管理が難しいため、いままで管理をお願いしていた●●●さんに買って欲しいということで話をしたところ、●

●●さんが了承されました。●●●さんは、●●●の構成員で、このあたりの地区の草刈り等を全部されています。今後も●●●のもとで管理をされます。●●●さんは、お勤めをされていますが辞められたら帰ってこられるのではないかと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第10号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第10号第1項についてご説明します。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

1月12日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西2.09kmに位置する過去に農業公共投資の対象となった農用地区域内農地であり、農用地除外後は第1種農地に該当致します。本件は第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第3号「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」に該当し、許可基準を満たすものとなります。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積は995㎡外1筆で合計面積は、1,163㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんです。

位置ですが、県道●●●号線沿いの●●●と●●●の南にある、基盤整備田で現在は畑として利用されております。

写真の説明ですが、こちらが上の段から撮った申請地でございます。こちらが東側から撮った写真でございます。こちらも同じく東側から撮った申請地の写真でございます。

転用目的は、●●●の子供から大人までが利用可能な農村広場として整備するものであります。申請地は、●●●付近にあり利便性も高く、また本申請地は、近年有害鳥獣による農作物被害が続いており現在は休耕状態にあるため、グラウンドゴルフ場として有効活用される計画です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側及び東側は河川、西側は農道、南側は整備田に囲まれた農用区域内の農地ですが、周辺農地への進入にも影響は無く、南側の農地の所有者から、隣接農地承諾書、●●●からは、転用事業に対する承認の意見書を提出いただいております問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、こちらの配置図のとおり、敷地内に真砂土を敷き、4ホールのグラウンドゴルフコース900㎡を整備されます。また、進入路は北側に設け、駐車場4台分30㎡、既存の農業用ハウス68㎡にはビニールを張り、休憩施設として活用し、既存の農業用倉庫16㎡は、グラウンドゴルフの用具倉庫として利用される計画です。

用排水計画ですが、雨水は圃場内の暗渠パイプを通じて、北側の河川に放流し、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、敷地内に真砂土を10cm敷設の上、整地するため土砂等の流出の恐れはなく適当です。

今後の手続きにつきましては、農用区域内からの除外に係る県への事前協議が終了し、現在公告縦覧期間中であり、縦覧期間・異議申し立て期間終了の後、県への本協議を行い、農用地除外手続き完了と同時に、3月中旬頃に農地転用許可を行う予定としております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 1 1 番 この件につきまして、1月12日に、●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員、事務局とで現地確認をしております。●●●の憩いの場としてグランドゴルフ場に整備し利用されるということですが、少し気になったことが、写真を見るとわかるように軽トラックが止まっていますが、高い護岸の川になっているので、近くに保育園や小学校低学年の子供が遊びに来られるそうなのでちょっと危ないところがあるので、そのことをどうにかしてくださいということを集落の会長に伝えておきました。そのほか問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
川に落ちる恐れがあるのですか。

第 1 1 番 小さい子でしたら、ちょっと危ないなと思います。

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

事務局 それでは、第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらは、無断転用の追認許可案件となります。

11月9日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西約1.5kmに位置する、●●●農業振興地域内の過去に農業公共投資の対象となっていない周囲を山林や荒廃農地に囲まれた農用地区域内農地で、農用地除外後は、10ha未満の小集団農地で第2種農地となります。

地番は、●●●、登記地目は田、現況地目は転用済のため荒廃、面積624㎡ほか12筆で合計面積は7,635㎡です。

所有者及び転用者は●●●の●●●さんです。

申請地は、県道●●●号線沿いの●●●を北に進んだ●●●・●●●地区と、少し北に上がった山ぎわの●●●地区の2箇所となります。

写真の説明ですが、こちらが奥の方の山ぎわの●●●4筆でございます。残りは県道沿いで植林されたところでございます。こちらが周辺の写真でございます。●●●地区でございますが、写真のとおり、あたりは荒廃農地になっております。こちらが10年以上前に父親の代に無断転用により植林されたヒノキの植林地、こちらはケヤキ、エンジュの植林地で、育ちが悪く何回も植え直され、まだ苗木のような状態となっております。こちらは、令和3年11月に申請者が無断転用で植林されたサクラの植林地になります。

申請理由は、●●●は、自宅から離れている場所で周辺は全て耕作放棄されており、●●●・●●●は、山の陰で日当たりが悪く、また火山灰の土質で弱く、過去の災害等で法面が崩壊しており、圃場内に岩石等も多く耕作条件が悪いため、植林により管理されるご計画であります。

このたび、地域の方から転用の申請がないとのご指摘を受けられ、農用地区域からの除外申請と農地法第4条の申請を頂いたものでございまして、無断転用始末書を提出いただいております。

(スクリーンに分間図を表示)

続いて、隣接農地の関係ですが、●●●地区については、申請地はそれぞれ山林、原野、公衆用道路、畑、田に囲まれておりますが、申請農地の隣接農地は、全て長年の耕作放棄により原野化しており問題ありません。

●●●・●●●地区については、申請地は、それぞれ山林、雑種地、原野、公衆用道路に接しており、隣接農地はございません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、●●●地区には、ヒノキ117本、ケヤキ120本、エンジュ64本を植林されておられます。県道沿いの●●●・●●●地区については、サクラの55本が植林されておられます。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透させ、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、造成等は伴わないため土砂等の流出の恐れはなく適当です。

今後の手続きは、第1項と同様でございまして、3月中旬に追認許可を行う予定としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第17番 この件につきまして、11月9日、●●●さん立合いのもとで、現地確認を行いました。無断転用案件ではありましたが、植林後もきちんと手入れをされていて、問題はないと思われまますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続いて、第3項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

2月1日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

こちらについても、無断転用の追認案件となります。

申請地は、●●●から東1.7kmに位置する、●●●農業振興

地域内の農用地区域外農地で、過去に公共投資の対象となっておらず生産性の低い小集団農地であり、第2種農地となります。

地番は、●●●、登記地目は田、現況地目は転用済のため荒廃、面積は638㎡です。

転用者は、●●●の●●●の住職の●●●さんです。

位置ですが、●●●から●●●に向かう県道がございまして、●●●という●●●さんの経営されているお寺の直ぐ真下にある農地になります。

周辺の農地ですが、隣接農地の状況は荒廃地で、どちらも管理されてない状況です。こちらが申請地、無断転用されている駐車場です。こちらは駐車場からお寺を写した写真です。

転用目的ですが、●●●さんは●●●を経営し、壇信徒は100軒ほどいらっしゃいますが、多くの壇信徒さんが自家用車を利用して参拝に訪れますが、駐車場が10台分程度しか設けておらず、年中行事の時季になると駐車場が不足するため、参拝者駐車場15台分を整備されたものであります。

また、申請地は数年前より耕作することができなくなったので、土地の有効利用を考え、●●●に近い申請地に駐車場を設けたとのことです。

なお、この土地は、令和2年11月頃から無断転用で駐車場として利用されており、無断転用始末書を提出頂いております。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は畑、東側は水路を挟んで公衆用道路、南側は公衆用道路を挟んで宅地及び田と畑、西側は水路と公衆用道路を挟んで所有者の田に接しております。

なお、北側の畑については、以前より耕作されておらず、こちらの農地の草刈りは申請者の●●●さんが実施している状況で、隣接農地関係者とも連絡がとれず、写真のとおり荒廃農地のため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、こちらの図面のとおり、上側に2.5m×5mの区画を12台分、下側に2.5m×7mの区画を3区画、合計15区画の参拝者駐車場を整備されておられます。

用排水計画は、雨水は自然流下により東側の農業用排水路以外の水路に放流させ、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、既に造成整地が行われており、現地調査で状況を確認する限り土砂等の流出の恐れは無く適当です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願ひします。

(事務局長が挙手)

議 長 はい、事務局お願ひします。

事務局長 本日、●●●農業委員さんが急遽欠席となりましたので、事務局の方から説明いたします。

2月1日、先ほどの説明のとおり、委員さん4名、●●●のご担当の方、事務局2名で現地確認いたしました。

申請者は●●●のお寺の住職さんで、年中行事の時など、駐車場が不足していて困っておられたということで、お寺に近い申請地を駐車場として整備されたものです。これにつきましては、地区担当の●●●推進委員さんが農地パトロールの際に発見されて、●●●さんにお願ひをして、追認許可の申請をしていただいたものです。現地につきましては、駐車場になった土地の下に畑がありますけれども、耕作に支障があるものではなく問題ないと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願ひします。

事務局

説明に入る前に、議案の訂正をお願いします。議案は7ページでございます。

第2項の転用目的の一時転用期間が令和6年3月31日までと記載しておりますが、令和5年度の工事のため、本工事の工期は令和5年3月31日までのため、令和5年に修正をお願いします。

それでは議案第11号第1項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

2月8日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南南東1.18kmに位置し、過去に公共投資の対象となっていない●●●の集落にある宅地に囲まれた小農地で第2種農地です。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積は359㎡です。転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。権利移動の区分は、所有権移転となります。

位置はこちらになります。旧有料道路の下にございます●●●地区となります。周囲は宅地に囲まれた小農地でございます。

写真の説明ですが、こちらが申請地でございます。申請地の北側から撮った写真でございます。右が赤い線で囲まれた分筆された農地で、残りの農地はそのまま農地として活用されます。こちらは南側からの撮影となります。奥側は昨年度転用許可済みの農地でございます。こちらが市道側から撮った写真でございます。

転用目的は、自己用住宅(1棟)の建築です。転用者の●●●さんは、現在、●●●の借家にお住まいですが、子どもの成長に伴い手狭となったため、現在の借家住宅にも近く、近隣の友人関係など今まで通りの交際ができるため、こちらの申請地に自己用住宅を建設するご計画です。所有者の●●●さんも、申請地は相続により譲り受けましたが、高齢により農業用機械も無く農地の管理が困難なため売り渡されることとなりました。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は令和4年11月17日付けで資材置場、駐車場を目的に農地法第5条の転用許可を行いました畑、東側は水路、南側は所有者の●●●さんの畑及び水路、西側は●●●さんの畑及び市道に接しており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、木造瓦葺2階建ての自己用住宅1棟、建築面積は57.96㎡を建設されます。敷地面積は359㎡で概ね500㎡以下の一般住宅の面積基準を満たしております。建ぺい率については、建物として利用できる通路、法面を除いた有効面積は244.95㎡で計算し、建ぺい率は23.7%で、一般住宅の22%以上の基準を満たしており適当です。

用排水計画ですが、雨水は、敷地内の溜枡から、東側の既設の農業用排水路以外の水路に放流し、汚水は、西側市道の公共下水道に接続するため適当です。

被害防除計画ですが、畑が2段になっておりますので、20cm～60cmの山ずりを埋め敷き均して整地を行います。法面は1：1勾配により張芝により保護するため、土砂の流出等のおそれなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第7番 この件につきまして、2月8日に事務局2名、●●●委員、●●●推進委員、私の5名と、●●●土地家屋調査士さんの立ち会いのもと、現地調査をいたしました。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。隣りは昨年11月に5条の転用許可を受けた土地になります。併せてこの水路の一角が売主の畑として残るだけになりました。いずれここも宅地になるのではないかと思います。南側は宅地が一段高くなっておりまして、物を作るにしても少しやりづらいところだと思います。残る農地も特に何もされていない状況でございますので、問題はないと思われまので、●●●地区の人口減につながるものであればおおいに結構だと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

2月7日、●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東8.2kmに位置する、●●●農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内農地です。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,829㎡の内533㎡です。所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●の●●●です。

位置ですが、こちら●●●地区でございまして、●●●地区の一番上側の●●●地区の基盤整備田の一部となります。

写真の説明ですが、以前3年以上耕作放棄されておりましたが、現在、●●●の新規就農者の●●●さんが公社の耕作放棄地解消事業でこの春から作付けをされ、このように田んぼの方が作付け出来るきれいな状態になっております。こちらは、一時転用についても農地転用許可が着工前に必要なことをご存じなかった関係で、2月1日から工事が開始されており無断転用の追認許可案件となります。

転用目的は、令和5年●●●地区治山対策工事に伴う工事用仮設道路の設置であり、令和5年3月31日までの一時転用です。事業完了後は、農地を田として原状回復する旨の誓約書が添付されており適当です。

なお、令和5年度に一時転用が継続する場合は、工期延長の計画承認申請書をご提出いただくこととなります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は農道、東側と西側は田、南側は用悪水路に接しておりますが、隣接農地の耕作者の●●●氏の隣接農地承諾書も提出されており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、こちらの土地利用計画図のとおり、幅5m、延長103mの工事事用道路を設置し、資材運搬等に利用します。

用排水計画は、雨水は自然流下で北側の農業用排水路に放流し、汚水は発生しないため適当です。

造成については、30cmの盛り土を行い、1:1の土羽により法面を保護するため、土砂等の流出の恐れはなく適当です。

その他としましては、農用区域内農地の一時転用であるため、市農政課から農業振興地域整備計画の達成に支障をおよぼす恐れがない旨の意見書が提出されており適当です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第13番 この案件の詳細につきましても、事務局の説明のとおりです。賃借権の設定は、市の治山対策工事に伴う工事事用仮設道路の設置であり、工事完了後は現状回復をされるものであり、何ら問題はないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
さきほど、ちょっといわれましたが、耕作者は●●●さんという方ですか。

事務局 はい。●●●さんです。●●●の方です。

議 長 ●●●から耕作にこられるのですね。

事務局 10分から15分のところにお住まいです。●●●でも4.5ヘクタールから5ヘクタール、お父様の●●●さんと一緒に兼業農家をされていましたが、今回仕事を退職し、規模拡大を行い10ヘクタールからスタートさせたいということです。なかなか●●●の方でまとまった農地を集積できない関係で、近隣で基盤整備田を探されていて、このたび、●●●の農地を集積されます。

議長 今、●●●地区は、法人が辞めて大ヤブになっているのですか。

事務局 以前は大ヤブになっておりましたが、現地調査に行ったときにはこのような状態で、あとは水路が実際に使えるかどうかの確認をされている状況です。

議長 では、●●●さんは今回の一時転用の田んぼ以外のところを借りられる。

事務局 そのとおりです。集積面積は約7ヘクタールから8ヘクタールになります。●●●がやめられた農地も対象となります。

議長 こういうことで、●●●から助け舟がきて、このままいったら●●●が荒廃してしまうところでしたが、今は誰も住んでおられないのですか。1件くらいですか。

事務局 ●●●委員さん、何人くらい住んでおられますか。

第13番 5軒くらい住んでおられます。

議長 もう限界集落ですね。そういったところへ、●●●の方が来られて耕作され、この●●●地域が守られるということで、安心しました。前に行ったときに、斜面が崩れて法人の方も、そのときに復旧に大変苦労したとお聞きしましたが、そういったことがあるので法人としても、ここから手を引きたいという状況になったわけですが、大変良いことでした。

ほかにございませんか。それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第12号「事業計画変更の承認について」を議題に供します。
事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案12号第1項について説明いたします。議案は9
ページです。

2月7日に●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地
確認を実施しました。

こちらの案件は、令和2年10月28日付けで農地法第5条許可
を行いました農地の計画変更承認申請に関するものです。

転用者は、●●●の●●●さんで、変更内容は、転用目的の変更
です。

変更内容は、当初はパレット製品置場として計画し造成しまし
たが、地盤の安定不安のため使用できず、申請地を盛り土する際に掘
削した土地の方が地盤の強度や利便性から適していたので、その土
地をパレット置場として使用し、申請地の当初の転用目的を木質パ
レット製品置場1953㎡から、従業員駐車場28台分1,953㎡
に変更されるものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第12号の報告は終わ
ります。

(報告事案-2)

議 長 議案第13号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付に
ついて」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第13号第1項について説明いたします。議案は
11ページです。

こちらは、先ほどの議案第10号第1項と同一案件となります。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基
づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依
頼があったものです。

申請地は、●●●、登記・現況地目は田、面積995㎡外1筆で、合計面積は1,163㎡です。

平成4年に県営圃場整備事業により整備された圃場整備田で、農用地除外後は第1種農地となります。

転用者及び転用目的は議案に記載のとおりです。

当該農地については、北側及び東側は河川、南側は田、西側は農道に接している農地ですが、一団の農地の縁辺部に位置し、事業規模も必要最小限であることから、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少ないと認められるため、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。
この地区はグランドゴルフ人口がおられるのですか。

事務局 この事業は、市のチャレンジ補助金を活用されて、このたび●●●の方で、昨年の12月に●●●というのが、その地区の方でグランドゴルフをする場所がないということで、一番近くても、●●●の方まで行かないといけないということで、市の補助金を使って整備されるということで、どれくらいの人数の方というのは聞いておりません。愛好会を作っておられますので活発にされているようです。

(●●●委員挙手)

議長 はい。●●●委員。

第11番 ●●●時代から、グランドゴルフ協会というのを作って、農家の高齢者の方が、ゲートボールからグランドゴルフに移行してされています。

議長 いいことですね。私は●●●地区ですが、私はゲートボールをやっていました。神社の境内で練習して市の大会に参加していましたが、亡くなられたりして今は解散状態ですが、今後どんどん活用されて欲しいですね。

ほかにございませんか。ないようですので、以上で議案第13号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議 長 議案第14「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は第1項から第7項まで一括して説明をお願いします。

事 務 局 議案第85号「農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明します。議案は14ページです。

第1項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積314㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定を行う予定です。

第2項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積778㎡外1筆、合計で1,438㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定を行う予定です。

第3項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積653㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定を行う予定です。

第4項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,431㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定を行う予定です。

第5項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積3,543㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定を行う予定です。

第6項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積710㎡外1筆、合計で1,321㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんの相続人の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定を行う予定です。

第7項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積802㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権設定を行う予定です。

今回提出された第1項から第7項すべて、新しい賃貸人が見つかったの合意解約となっております。以上報告いたします。

議 長 ●●●さんはどういう理由で解約をされたのですか。

事 務 局 別の方が作りたいということで、こちらに付け替えるために今回解約をされます。

議 長 ●●●さんは、まだほかにも、自分の田んぼや畑を耕作されているのですか。

事務局 はい。たくさん作られている農家さんですが、その一部を別の方が作られるため解約されます。

議長 はい。わかりました。
説明が終わりました。発言がある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第14号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第15号「現況確認書の交付について」を議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第15号第1項について説明いたします。議案は15ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

2月8日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を実施しました。

申請地は、●●●から北西530mに位置する●●●、登記地目は畑、面積は89㎡外1筆で合計面積は131㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

位置ですが、こちらが●●●で、●●●の北側の宅地に囲まれた農地になります。

申立てによると、申請地は、昭和46年に隣接地49番に家を建てた当時から建物敷地として一体的に利用され現在に至るということです。

本調査によると、申請地は、木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建の建物敷地及び住宅の庭として利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第2項について説明いたします。

2月7日に●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を実施しました。

申請地は、●●●から南東690mに位置する●●●、登記地目は畑、面積は218㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

位置ですが、青いところが●●●になりまして、●●●という地区でございます。住宅に囲まれた家の裏の畑と家の上に農地がかかっている状況でございます。

申立てによると、申請地は、昭和53年に新築及び平成4年に増築された建物の敷地として利用され現在に至るということです。

本調査によると、申請地には、木造瓦葺平家建の居宅が建っており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第15号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時55分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和5年2月16日

萩市農業委員会会長 片岡 華雄

委員 長島 繁美

委員 原川 久美子